

平成17年第3回竜王町議会定例会

平成17年9月12日

午後3時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 議第47号 専決処分につき承認を求めることについて<br>(平成17年度竜王町一般会計補正予算(第2号))                           |
| 日程第4  | 議第48号 専決処分につき承認を求めることについて<br>(平成17年度竜王町一般会計補正予算(第3号))                           |
| 日程第5  | 議第49号 竜王町情報公開条例の一部を改正する条例   |
| 日程第6  | 議第50号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第7  | 議第51号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第8  | 議第52号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例   |
| 日程第9  | 議第53号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  |
| 日程第10 | 議第54号 平成17年度竜王町一般会計補正予算(第4号)  |
| 日程第11 | 議第55号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)                                      |
| 日程第12 | 議第56号 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第1号)  |
| 日程第13 | 議第57号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)  |
| 日程第14 | 議第58号 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について   |
| 日程第15 | 議第59号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について   |
| 日程第16 | 議第60号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議第61号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について   |
| 日程第18 | 議第62号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について   |
| 日程第19 | 議第63号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について   |

日程第20	議第64号	滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程第21	議第65号	滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程第22	議第66号	日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
日程第23	議第67号	八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市衛生プラント組合格約の変更につき議決を求めることについて
日程第24	議第68号	中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中部清掃組合格約の変更につき議決を求めることについて
日程第25	議第69号	布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少及び布引斎苑組合格約の変更につき議決を求めることについて
日程第26	議第70号	東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東近江行政組合格約の変更について
日程第27	議第71号	滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて

## 2 会議に出席した議員（13名）

1番 中島正己	2番 山田義明
4番 近藤重男	5番 辻川芳治
6番 寺島健一	7番 圖司重夫
8番 竹山兵司	9番 岡山富男
10番 西 隆	11番 川嶋哲也
12番 若井敏子	13番 勝見幸弘
14番 村井幸夫	

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

2番 山田義明	4番 近藤重男
---------	---------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 山口喜代治	助 役 勝見久男
教 育 長 岩井實成	総務政策主監 佐橋武司
住民福祉主監 池田純一	産業建設主監 三崎和男
政策推進課長 <small>兼企業誘致推進室長</small>	総務課長 北川治郎
生活安全課長 青木 進	住民税務課長 杼木博子
福祉課長 久野まさ枝	健康推進課長 布施九蔵
産業振興課長 <small>兼農業委員会事務局長</small>	建設水道課長 松村佐吉
出納室長 竹山喜美枝	教育次長 村地半治郎
教育課長 松浦つや子	代表監査委員 小林徳男

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 川部治夫	書 記 古株治美
-------------	----------

開会 午後3時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成17年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

平成17年第3回の定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、昨日執行されました国政選挙におきましては、それぞれの立場で大変ご苦労さまでございました。国政においても国民の真意を問われ、新たな改革が推進されるものと考えております。

さて、台風14号の上陸で各地に大きな被害が出ました。当竜王町におきましても、水稻の倒伏や果樹の落下等々、大きな被害も出ており、お見舞いを申し上げます。

本日は、議員各位にはご繁忙のところ、本定例会にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

日ごろは、議会活動、また運営につきましてはご苦労さまでございます。平素は町政運営推進に深いご理解をいただき、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

7月26日、総務大臣より発表がありました17年度の地方交付税の自治体への配分につきましては、竜王町は不交付団体となったところではありますが、しかし財政内容につきましては依然として厳しさに変わりはありません。改革も進めながら財源確保に精力的に努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆さま方の格段のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回提案させていただく案件につきましては、専決処分2件、条例改正5件、一般会計、特別会計補正予算が4件、水道決算認定1件、規約変更が13件で、会期中に追加議案3件を提案いたしますので、慎重なご審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

皆様のお手元に議会諸般報告書、ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井幸夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番 山田義明議員、4番 近藤重男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議第47号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成17年度竜王町一般会計補正予算(第2号))

日程第4 議第48号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成17年度竜王町一般会計補正予算(第3号))

日程第5 議第49号 竜王町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第6 議第50号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議第51号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例

日程第8 議第52号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議第53号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第10 議第54号 平成17年度竜王町一般会計補正予算(第4号)

|       |       |                                                                           |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第11 | 議第55号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）                                      |
| 日程第12 | 議第56号 | 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）                                                |
| 日程第13 | 議第57号 | 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）                                                  |
| 日程第14 | 議第58号 | 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について                                                   |
| 日程第15 | 議第59号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について                                                   |
| 日程第16 | 議第60号 | 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議第61号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について                                                   |
| 日程第18 | 議第62号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について                                                   |
| 日程第19 | 議第63号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について                                                   |
| 日程第20 | 議第64号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について                                                   |
| 日程第21 | 議第65号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について                                                   |
| 日程第22 | 議第66号 | 日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方公共団体の数の減少および規約の変更について           |
| 日程第23 | 議第67号 | 八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市衛生プラント組合理約の変更につき議決を求めることについて              |
| 日程第24 | 議第68号 | 中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中部清掃組合理約の変更につき議決を求めることについて                        |
| 日程第25 | 議第69号 | 布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少及び布引斎苑組合理約の変更につき議決を求めることについて                        |
| 日程第26 | 議第70号 | 東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東近江行政組合理約の変更について                                 |
| 日程第27 | 議第71号 | 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて                                           |

○議長（村井幸夫） 日程第3、議第47号から、日程第27、議第71号までの25議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（山口喜代治） ただいま、一括上程いただきました議第47号から議第71号

までの25議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第47号から議第57号までの11議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第47号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定により、ご報告申し上げ、議会の承認を求めるところでございます。

平成17年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算第1号までの歳入歳出予算の総額を45億3,980万円とお認めをいただいておりますが、去る8月8日に衆議院が解散され、9月11日に総選挙が執行されることとなりましたので、かかる選挙経費につきまして選挙事務を早急に進める必要があるとのことから予算措置について専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分いたしました補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ932万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,912万3,000円とするものでございます。

歳入といたしまして、衆議院議員選挙費県委託金が932万3,000円の増額、歳出といたしまして、選挙管理委員会委員および投票立会人の報酬が93万5,000円、投開票等選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当が400万円、選挙用備品購入費が150万円、ポスター掲示場啓発資材、投票所入場券郵送料等の需用費、役員費、委託料等、合わせて288万8,000円の増額でございます。

次に、議第48号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましてでございますが、本議案は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるところでございます。

平成17年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算（第2号）までの歳入歳出予算の総額を45億4,912万3,000円とお認めをいただいておりますが、アスベストによる健康被害が全国で問題になっております中で、本町も8月8日にアスベスト対策本部を設置し、図面や目視による現状確認を実施しているところであり、教育施設については竜王町中学校第一体育館等にアスベストの使用が確認され、現在、使用禁止の措置を取っておりますが、特に中学校体育館の使用禁止措置については、授業等に支障を来しますので、早急にアスベスト対策として、アスベスト使用部所の囲い込み措置をすべく予算

措置について専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分をいたしました補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,092万3,000円とするものでございます。

歳出といたしまして、アスベスト対策工事請負費180万円の増額でございます。歳入につきましては、繰越金を充当するものでございます。

次に、第49号 竜王町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、本年2月に竜王町個人情報保護条例における秘密漏洩罰則適用協議を大津地方検察庁と行い、これが協議において個人情報公開条例の罰則適用規定に加え、竜王町情報公開条例における罰則適用につきましてもご指導をいただいたところであります。

このことから、平成15年7月施行の竜王町情報公開条例の一部を次のとおり改正させていただくものであります。条例第24条に罰則として、「第18条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」を追加させていただき、第19号3項として「この条例は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定する訴訟に関する書類および押収物については適用しない」を追加させていただくものであります。

次に、議第50号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月1日より「竜王町個人情報保護条例」が施行されたところであり、この条例の運用に関する重要な事項について調査審議するため、竜王町個人情報保護審査会の設置が定めております。これが審査会の委員については5名以内で組織することになっております。

今日、この個人情報の取り扱いについては、個人権利利益の保護および町民に信頼される町政の適正な運営を行う上で大変重要な問題であります。住民の個人情報に関する意識が高まる中、審査会での審査事項は多様化・複雑化すると考えられます。このことから、審査会の委員選任については専門的な識見を有する者（弁護士等）を含め、委員選任を行いたいことから、当該審査会委員報酬額にただし書きとして専門的な識見を有する者について日額1万8,000円を追加させていただくものでございます。

次に、議第51号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、平



成18年1月1日から蒲生町、能登川町が東近江市との市町合併に伴い、本共同設置から脱退されることから、社会教育主事共同設置特別会計条例の題名を「日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例」に改正をさせていただくものでございます。

次に、議第52号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険制度が平成12年度よりスタートし、はや5年が経過いたしました。この間、65歳以上の被保険者数、要介護認定者数、総費用ともに増加し、この制度を支える介護保険料におきましては、全国平均で約3,300円となっています。

今後、10年後には団塊の世代が高齢期を迎えられることから、ますます高齢者人口は増加の傾向を示しており、保険料が大幅に上昇するとの予測がされています。このような状況にかんがみ、高齢化の一層の進展等社会経済の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するために、介護保険制度改革を行い「介護保険法等の一部を改正する法律」が去る6月29日に公布されました。

この法律の公布に伴い、特に10月1日からは介護保険施設等における食事の提供に要した費用と居住費については、利用者の自己負担となります。介護保険制度は、保険料と公費という国民の負担により支えられている制度であり、高齢者の方々にも負担いただいている保険料の急激な上昇を抑え、持続可能な制度としていくために、給付の効率化・重点化を図ることが必要として「負担の公平性」という観点から、居住費・食費について、在宅の方と同様、保険給付の対象外としています。

見直しに当たっては、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう特定入所者介護サービス費を創設し、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ることとされています。今般の介護保険法の改正に伴い、本町における介護保険条例につきまして、第7条に規定しております保険給付について「特定入所者介護サービス費」「特定入所者支援サービス費」を給付対象とするため、条例改正をお願いするものであります。

次に、議第53号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、水防法および土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成17年5月2日に交付され、「水防法」では、新たに水防活動での都道府県知事が行う洪水予報等の条文規定が

追加整備されたところでございます。

このことから、法律の条文繰り下げに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例の第1条中「水防法」を根拠条文といたします「第34条」を「第45条」に改め、第2条中につきましても同様に「第17条」を「第24条」に改めるものでございます。

次に、議第54号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が45億5,092万3,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ3億6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,892万3,000円といたしたいものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、認知症高齢者などに対する介護施設の整備に伴う国の交付金や町道山之上エビス線道路改良に伴う臨時地方道路整備事業債、町たばこ税県交付金に伴う財政調整基金繰入金などの増額等でございます。

歳出補正予算の主なものといたしましては、外郭団体の経営分析や評価を通じて効率的な運用策とあるべき方向性についての調査研究業務、健康被害への影響が問題となっておりますアスベスト対策についての調査、分析業務、企業立地、住宅施策等、重要な政策課題推進のためにはインフラ整備が不可欠であり、その調査業務、認知症高齢者の介護などの高齢者福祉施設の整備、町道山之上エビス線道路改良、町たばこ税県交付金など、各事業費の増額をお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正といたしまして、有線ファクシミリメールシステム整備事業の追加を、地方債補正としまして町道山之上エビス線道路改良に伴う臨時地方道路整備事業債の追加をお願いするものでございます。

次に、議第55号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算額が歯科で6,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,130万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、当初予算におきまして歯科診療所の屋根の修繕費をお認めいただいておりますが、トイレ、玄関の改修もあわせて実施いたしたく、修繕費から診療所改修工事として工事請負費への科目振替を行い、

あわせて改修工事設計委託料30万円の増額をお願いするものでございます。

次に、議第56号 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算額が5億円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ888万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億888万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、先に議第52号でご提案いたしました介護保険条例の一部改正に伴い、介護保険給付として特定入所者介護サービス等費802万5,000円の増額とあわせまして、平成16年度介護給付費交付金等の精算返還金として85万7,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国、県支払い基金などのルール分の補正と繰越金を充当するものでございます。

次に、議第57号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めいただいております補正予算（第2号）までの予定額が4条予算で収入が7,580万円、支出が1億2,678万9,000円でございます。

今回、既決予定額の収入に270万円を増額し、収入の予定額を7,850万円に、支出に490万円を増額し、支出の予定額を1億3,168万9,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、公共下水道工事の施工増加に伴います水道配水管布設替工事と、県水配水池の水位計が故障いたしましたことによります取り替えによる固定資産購入費の増額でございます。

補正予算額といたしましては、収入につきまして他会計負担金の補償工事負担金を270万円増額し、3,860万円に、また支出につきましては改良事業費の配水管布設替工事費を340万円増額し、4,400万円に、また固定資産購入費を150万円増額し、315万円とさせていただくものでございます。

なお、これらのことによりまして、平成17年度の主要な建設改良事業の事業費を340万円増額し、4,400万円に、また、資本的収入額が支出額より220万円の不足となりますが、この財源につきましては利益剰余金の建設改良積立金を充てさせていただくものでございます。

以上、議第47号から議第57号までの11議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第54号につきましては、詳細について担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

先ほど提案理由の説明で訂正をさせていただきます。

平成17年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算の歳入歳出予算の総額を45億4,912万3,000円とご提案させていただいておりますが、アスベストによる健康被害が全国で問題になっております中でということで、先ほどはお認めをいただいておりますと申し上げましたが、ご提案させていただいておりますがと、このように取りかえさせていただきます。

次に、議第54号でございますが、平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、これもお認めと申しましたが、これもご提案を申し上げさせていただくということに訂正をさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** ただいま、町長から、議第54号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成17年度竜王町一般会計予算の総額は、専決処分をさせていただき、現在提案をさせていただきました補正予算（第3号）までの予算額が45億5,092万3,000円で、今回、補正予算（第4号）として歳入歳出それぞれ3億6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,892万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、基幹水利施設管理事業に伴う地元分担金が215万円、同じく県補助金が321万1,000円、認知高齢者等に対する介護施設の整備に伴う地域介護・福祉空間整備国庫交付金が4,000万円、財政調整基金繰入金が1億9,263万8,000円、前年度繰越金が6,275万6,000円、町道山之上エビス線道路改良に伴う臨時地方道整備事業債が6,840万円の、それぞれ増額。

国営造成施設管理体制整備促進事業県補助金が324万3,000円、空き缶回収還元金が269万円の、それぞれ減額などがございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、産休代用職員の不足ならびに介護認定業務や障害者福祉業務の増大に対処するため、臨時職員の雇用による臨時職員賃金が375万4,000円、指定管理者制度の導入により、町の公共施設の管理を委託する第3セクター等、町が出資する外郭団体も競争社会の波の中であり、外郭団体の経営分析や評価を通じて効率的な運営や、あるべき方向性につ

いて、専門家による外郭団体運用調査研究業務委託料が100万円、アスベストの健康被害への影響が全国的に問題になっておりますが、本町においても8月8日、アスベスト対策本部を設置し、職員による設計図書の確認ならびに現地目視による実態調査を実施しておりますが、さらに詳細な調査、化学分析にかかる経費として町有施設アスベスト調査・分析委託料が400万円、環境問題に積極的に取り組んでいる竜王町であります。このたび地元企業により、環境に配慮した自動車が官公庁向けに発売されたところであり、本町にはこの種の公用車はまだ導入されておらず、環境問題に積極的な取り組みを展開しておりますこと、また地元企業の製品であることから、新規に購入いたしたく自動車購入費242万円、有線ファクシミリメールシステムの更新に伴う補助金が120万円、企業立地、住宅施策など、これからの竜王町の重要な施策の展開に向け、インフラ整備が必要とされる所であり、産業立地等基盤整備基礎調査業務委託料に700万円、認知症高齢者などにとって、なじみの地域で安心して暮らしが継続できるような日常生活圏における介護施設の充実を図るため、設置者に対する高齢者福祉施設等整備事業補助金が4,000万円、介護保険制度の改正に合わせ、介護保険システムの整備に1,700万円、介護保険特別会計繰出金が100万5,000円、県の助成基準額の改正に伴う放課後児童健全育成事業委託料が144万7,000円、用水需要の増加に伴う日野川用水施設管理協議会負担金が536万1,000円、町道の除草など、環境整備業務委託料が100万円、町道維持修繕工事が100万円、町道山之上エビス線拡幅改良に伴う工事請負用地買収費など、町道単独道路改良事業費が8,300万円、竜王小学校バックネット等の修繕費が199万6,000円、中学校体育館暗幕等の修繕費が244万4,000円、給食センター牛乳保冷庫の更新に伴う調理機器購入費が108万2,000円、平成16年度町たばこ税の収入について、課税定額を上回る収入額に関して、町たばこ税県交付金として県への納付額が1億9,263万8,000円などの増額、また農業委員選挙が無投票となったことから、選挙費409万1,000円、アルミ缶の収集について、当初、やまびこ作業所に分別・圧縮作業を委託する予定をしておりましたが、再協議の結果、町が収集したアルミ缶を売却することになりましたので、缶分別圧縮作業委託料214万2,000円、国営造成施設管理体制強化支援事業補助金が429万6,000円の、それぞれ減額などがございます。

債務負担行為補正につきましては、区長さんおよび農地改良組合長さんへの連絡や、聴覚障害者の方へ情報提供などを行っております有線ファクシミリにつ

いて、年数の経過から故障しており、更新の必要があるため、有線ファクシミリメールシステム整備事業について、3年間、分割で補助しようとするもので、平成18年度から平成19年度までの期間で236万円の限度額の追加をお願いするものでございます。

地方債補正につきましては、町道山之上エビス線の道路改良に伴い、臨時地方道整備事業債6,840万円の限度額の追加をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成17年度竜王町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長(村井幸夫)** 山口町長。

**○町長(山口喜代治)** 続きます。議第58号 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

平成16年度竜王町水道事業会計の決算につきましては、去る6月13日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細については担当課長から説明をさせますが、平成16年度につきましても常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありまして、収益的収支におきましては、収益が3億86万4,964円で、費用が2億7,246万872円となりまして、2,840万4,092円の純利益となったものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご認定をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

**○議長(村井幸夫)** 松村建設水道課長。

**○建設水道課長(松村佐吉)** ただいま、町長から提案理由を申し上げました議第58号 平成16年度竜王町水道事業会計の決算の内容について説明を申し上げます。

最初に、平成16年度の事業の概要につきましてでございますが、水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、事業の運営を行ってまいりました。

本年度の給水人口は1万2,724人で、前年度より22人の減少となっております。また、年間総配水量は167万6,640立方メートルであり、前年度より3,922立方メートルの減少となりました。

そのうち、県水受水量は146万4,831立方メートルでありまして、総配水量の87.4%を占めております。年間有収水量につきましては148万5,484立方メートルであり、前年度より2万9,189立方メートルの増加で、2.0%の増加でありました。

増加の原因といたしましては、平成15年度におきましては冷夏などであったため、その分、平成16年度においては家庭用の使用量などが増加したものでないかと思われております。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は3億86万4,964円で、前年度と比較いたしますと306万7,193円の増額となりました。

しかし、この収入の中には町からの補助金2,450万円が含まれております。

一方、費用の総額は2億7,246万872円で、前年度と比較いたしますと870万5,363円の減額となりました。

費用の減額につきましては、県水の受水料金の値下げなどによるものでございます。

以上のことから、収益、費用、差引決算額といたしましては2,840万4,092円の純利益となったものでございます。

なお、これらの詳細につきましては、お手元に配付させていただいております平成16年度竜王町水道事業会計決算の概要をごらんいただきたいと思います。

今後も引き続き、水道事業の経営につきまして、さらに経費の節減などに努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして決算の内容をご説明をいたします。

まず、1ページでございます。

平成16年度竜王町水道事業決算報告書でございますが、3条予算の収益的収入および支出の関係でございますが、収入の水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益を合わせまして、決算額は3億1,455万8,586円で、そのうち借受消費税は1,369万3,622円でございます。

支出におきましては、水道事業費用といたしまして、営業費用、営業外費用合わせまして、決算額は2億8,552万3,278円で、そのうち仮払消費税は955万2,806円でございます。

次に、4条予算の資本的収入および支出の関係でございますが、収入の資本的収入は他会計負担金でございますが、決算額は2,978万8,500円で、そのうち借受消費税といたしましては2万1,000万円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしましては、建設改良事業費、企業債償還金を合わせまして、決算額は8,749万8,142円で、そのうち仮払消費税は191万2,234円でございます。

なお、下水道工事の関係から、1,243万6,000円を平成17年度に繰り越させていただきました。差引4条予算、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,770万9,642円につきましては、建設改良積立金で2,356万8,517円。当年度損益勘定留保資金で3,365万7,414円、および当年度消費税資本的支出調整額で48万3,711円で補てんをいたしました。

次に、3ページの平成16年度竜王町水道事業損益計算書でございますが、営業収益といたしましては、給水収益、その他営業収益を合わせまして2億7,147万1,516円、営業費用といたしましては、原水および浄水、配水および給水費、総がかり費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用を合わせまして2億5,555万729円。したがって、営業利益は1,592万787円でございます。

営業外収益といたしましては、受け取り利息および配当金、補助金、加入金、雑収益を合わせまして、2,939万3,448円、営業外費用といたしましては支払利息および企業債取り扱い諸費の企業債利息と、雑支出を合わせまして1,691万143円となりまして、営業外収益は1,248万3,305円の黒字。したがって、営業収支は2,840万4,092円の利益となりました。

特別利益、特別損失はございませんので、当年度純利益といたしましては、同じく2,840万4,092円でございます。

前年度繰越利益剰余金は、3,948万5,075円でございますので、当年度未処分利益剰余金といたしましては、6,788万9,167円となるものでございます。

続きまして、7ページでございます。

平成16年度竜王町水道事業剰余金処分計算書案でございますが、これは地方公営企業法第32条の1項で利益が出た場合には、利益の20分の1乗を減債積立金に積み立てなければならない。

また、任意積立金にも積み立てできるとなっておりますことから、16年度の利益2,840万4,092円の一部を建設改良積立金などに充てようとするものでございます。

当年度末未処分利益剰余金といたしましては、3、4ページでご説明を申し上げますとおり、6,788万9,167円でありまして、利益剰余金処分に減債積立金に500万円の積み立て、また建設改良積立金に残額のうち2,000万円を積み立



てたくご提案を申し上げるものでございます。

積み立てたいたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,288万9,167円ということになります。

次に、16年度竜王町水道事業貸借対照表でございますが、資産の部分につきましては、固定資産といたしましては、有形固定資産につきましては土地、建物、構築物などがあるわけでございますけれども、特にこのページの、この建設仮勘定につきましては、岡屋の設計委託料でございますが、これらを合わせまして有形固定資産の合計は17億4,593万6,887円。

無形固定資産につきましては、施設利用権のみでございますが、1,304万7,169円。投資はございませんで、固定資産合計といたしましては、17億5,898万4,056円となるものでございます。

続きまして、9ページでございます。

流動資産といたしましては、現金預金、および未収金などを合わせまして、流動資産合計額は1億7,550万83円でございます。

したがって、資産合計といたしましては、19億3,448万4,139円となるものでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債といたしましては、修繕引当金のみで240万円でございます。

次に、流動負債といたしましては、未払金などを合わせまして、流動負債合計額は4,711万1,140円でございます。

したがって、負債合計といたしましては、4,951万1,140円となるものでございます。

次に、資本の部でございますが、資本金といたしましては、自己資本金の合計額は3億6,909万8,872円でございます。繰入資本金は2億9,912万8,424円でございます。

したがって、資本金の合計といたしましては6億6,822万7,296円でございます。

資本剰余金の合計といたしましては、10億9,065万5,408円でございます。利益剰余金といたしましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計といたしましては1億2,609万295円でございます。

したがって、剰余金合計といたしましては、12億1,674万5,703円となりま

して、資本金合計といたしましては、18億8,497万2,999円。負債資本合計といたしましては、19億3,448万4,139円となるものでございます。

なお、11ページから添付書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、平成16年度竜王町水道事業会計決算につきましての概要説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

**○議長（村井幸夫）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

平成16年度竜王町水道事業会計決算審査の報告を申し上げます。

まず初めに、審査の対象でございますが、平成16年度竜王町水道事業会計決算関係書類および業務状況、ならびに証憑類、関係諸帳簿、出納取扱金でございます。

次に、審査の期日でございますが、平成17年6月13日に施行いたしました。

次に、審査の内容および結果について申し上げます。

まず、決算書類の審査に当たりましては、運営面におきまして、予算に沿った執行となっているか。また、地方公営企業法の規定にのっとり、企業の財政状態、および経営成績を適正に表示しているか。経済性を基本とした運営がなされてきたか等について、主眼を当てて審査を行いました。

計数につきましては、おのおの正確であることを詳細に精査をいたしました。

また、関係諸帳簿、証憑類は定められた規定により適正に処理されているか、検査を行い、さらに取り扱い金の出納状況や滞納整理状況につきましても、関係者の説明を聴取しながら慎重に実施したところでございます。

次に、経営の状況について申し上げます。

平成16年度の経営状況は、まず経営の基本となります給水戸数は29戸増加しまして3,618戸となりました。

また、給水人口につきましては22人減少しまして、1万2,724人となっております。

一方、配水量につきましては、年間で167万6,640立方メートルとなりました。前年度と比較いたしまして、水量で3,922立方メートル、率にいたしまして

0.2%、それぞれ減少をいたしております。

有収水量につきましては、年間で148万5,484立方メートルとなりました。同じく、前年度比較で2万9,189立方メートル。率にいたしまして、2.0%、それぞれ増加した結果となっております。

このように、給水人口および配水量の減少といった要因がありましたものの、事業収入の根幹であります有収水量が増加したことは、給水収益の増加した理由の大半であります。

有収水量の増加につきましては、主な原因といたしまして、1番目に一般家庭用の使用料は全体として増加したこと。2番目に、営業用につきましても特定先にて増加したこと。3番目に、工業用につきましては減少した先はありましたものの、全体としては増加したこと等が上げられます。

このように、平成16年度の営業状況は、有収水量が増加したことによりまして、給水収益を含む営業収入が2億7,147万1,516円となりました。前年度比較で374万5,528円の増加となりました。

また、営業外収益につきましては、町からの補助金収入は前年度と同額であったものの、新規加入者数が前年度比較で減少したことによる加入金の減少がありましたことから、営業外収益全体では63万3,355円、減少した結果となっております。

この結果、水道事業収益全体では3億86万4,964円となりまして、前年度に比較いたしまして306万7,193円増加した結果となっております。

一方、支出面におきましては、メーター交換費用や漏水修理費用の増加によりまして修繕費の増加。水質検査の基準改定に伴います検査手数料の増加等があったものの、県よりの受水単価の変更、いわゆる減少でございますが、これに伴いまして、受水費が大幅に減少しましたこと、および企業債残高の減少によりまして支払利息の減少等、経費での減少があったことから、水道事業費全体では2億7,246万872円となりまして、前年度に比較いたしまして870万5,363円減少した結果となりました。

この結果、経常利益におきまして2,840万4,092円の黒字となり、前年度に引き続きましての黒字決算となりました。

2番目に、予算の執行状況についてでございますが、収益的収支のうち、支出面におきまして、営業費用で多くの不用額が発生をいたしておりますが、諸経費の節減努力によるものとあわせまして、水質検査の手数料、動力費等が見込

み額より少なかったことが主な理由でございまして、事業の内容から見て、やむを得ないものと判断をいたします。

今後とも、予算の作成段階から資本的収支、収益的収支、いずれについても項目ごとに十分検討を行った上で確定されるよう要望をいたしておきます。

3番目に、企業債について申し上げます。

16年度の企業債の発行、償還、ならびに残高は表のとおりでございまして、

当年度につきましては、事業量の減少に伴いまして、発行額が皆無であったこと、および償還が順調に進んできたことから残高は減少をしてきております。

なお、当年度の償還は、計画どおり順調に償還されているものと認めます。

4番目に、一般会計からの繰入金についてでございますが、平成16年度中の一般会計からの繰入金は、2,450万円でございます。前年度と比較いたしまして、変更はありません。

5番目に、有収水量の推移について申し上げます。

16年度の有収水量は148万5,484立方メートルとなっております。前年度と比較いたしまして2万9,189立方メートルの増加。率にいたしまして、2.0%の増加となっております。

また、有収率は88.60%となりまして、前年度と比較いたしまして1.94%増加した結果となりました。

有収率が前年度と比較いたしまして、大幅に増加をいたしておりますが、この理由について担当課の説明は、前年度に発生いたしました特定の地域におきまず漏水事故が解消されたことが主な原因であるとのことであります。

有収水量、有収率とも、企業としての収益性を高める上で重要な項目でございまして、今後ともこの数値が向上するよう努力されることを期待をいたします。

次に、未収金について申し上げます。

平成17年1月末現在の使用料の未収金は1,950万4,858円となっております。前年同期と比較いたしまして259万6,711円増加をいたしております。

この未収金残高は、下の表にもございまして、年々増加をしております。増加額も大きくなってきているのが現状であります。この未収金の整理回収につきましては、担当部署を中心に日々努力をいただいているところでございますが、当年度の滞納先を点検した中に、特定の大口需要先で開栓後の日が浅いにもかかわらず滞納が発生しており、今後、有効な回収策が打ち出されない場合、滞納額は確実に増加するものと懸念される先がありました。

滞納整理、すなわち未収金の減少のためには、個々の滞納先につきまして、個々の事情に応じた、きめ細かい交渉を継続的に行っていくことが必要でありますが、特に初期滞納先に対しましては、初期対応を十分に行うことにより、新たな滞納先を発生させないことが未収金の増加を防止する要因の1つであることを認識をいただき、未収金の減少に努力いただくよう要望をいたします。

最後に、不納欠損処理について申し上げます。

平成16年度の不納欠損処分額は、16件。金額にいたしまして36万9,029円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも規定にのっとって処理をされており、適切であると認めます。

最後に、総評を申し上げます。

平成16年度水道事業会計決算状況の審査を実施いたしました。審査に当たりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いましたが、その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、諸経費につきましては、節減のため、日々努力をいただいていることは感じ取ることができました。

以下に今回の審査を通じまして感じた点について、意見として申し上げます。

1番目に、16年度の決算につきましては、増収、増益の決算となりましたが、その主な理由としましては、1点目に一般事業会社の売りに値します給水収益が増加したこと。2つ目に、費用面では県に支払う受水費が減少したこと、および企業債利息が減少したこと。以上、2点が上げられます。

給水収益の増加につきましては、有収水量が増加しており、この増加分が給水収益の増加に直結した結果となっております。

一方、費用のうち、県に支払う受水費が大幅に減少しておりますのは、16年度より、水の購入単価が引き下げされたことによるものでありまして、営業費用全体が減少した大きな要因となっております。

また、企業債利息の減少は、新規発行が皆無であったことに加えまして、償還が順調に進んだことに伴い、残高が減少したことによるものであります。

このように、順調な決算となりましたが、内容的には増益分の大部分が県よりの水の購入単価が引き下げされたことに伴うものでありまして、いわば他力的要因によるものであることを十分認識をしておく必要があると言えます。

2番目に、未収金残高についてでございますが、16年度の決算内容につきましては、前述いたしましたとおり、ほぼ良好な内容であったと言えます。

一面で、未収金残高を見ましたとき、相当な金額になってきており、17年1月末の残高で見れば、16年度決算の純利益の68.7%に達しております。

このことは、仮に上記の未収金がすべて回収不納となったと考えた場合、16年度の純利益の70%弱が消滅してしまう計算になります。

しかも、この金額が年々増加傾向にあります。

したがって、このことを十分に認識をした上で滞納整理を初めとします日常業務に取り組んでいただき、未収金の減少に努力いただくよう要望をいたしておきます。

以上、今回の決算審査を通じまして感じた点に申し上げましたが、制度面とあわせまして財政面でも地方分権制度が本格的に推進され、国、県からの補助金等の収入が大きく減少することが見込まれる中で、地方自治体が独自の方策と努力により、自主財源を確保していかなければならない状況になってきていると言えます。

このような状況の中で、水道事業会計におきましても、公営企業としての本質を踏まえた上で、より一層の効率化を追求しながら、収益的にはある程度の収益を確保できる状態での経営を目指し、最終的には住民の福祉向上に寄与できるよう努力されることを期待いたしまして、総評といたします。

後ろの方に収益的収入および収益的支出の推移表、それから比較損益計算書、おのおの3期間比較でございます。計上しておりますので、後ほどごらんになっていただければ幸いです。

以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 引き続き、提案理由の説明を求めます。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第59号から議第71号までの13議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第59号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてでございますが、当組合の事務所の位置を変更するものでございます。

今日まで、滋賀会館内に設置しておりましたが手狭になりましたことにより、10月1日から大津市京町4丁目3番28号 厚生会館内に移転するものでございます。

次に、議第60号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少および、滋賀県市町村議会議員公務員災害補償等組合規約の

一部変更に関する協議についてでございますが、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する近江町が廃置分合により平成17年9月30日をもって廃止され、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数を減少する改正、また市町村合併による新市の加入、構成団体の激減、他団体の構成の変動などにより、組合議員の選出方法の抜本的な見直しの必要が生じたため、現行の郡内議会議長の互選による選出を全構成団体議会議長を組合議員に選出することに改め、これに伴い、議員定数等議員の改正に伴う規約改正の議決をお願いするものでございます。

次に、議第61号から議第65号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更でございますが、市町村の廃置分合に伴いまして、本組合の構成団体を改正するものでありまして、平成17年9月30日をもって坂田郡近江町および坂田郡広域行政組合が本組合から脱退されること。

また、平成17年12月31日をもって、蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町が本組合から脱退されること。また、平成18年2月12日をもって、東浅井郡浅井町および、同郡びわ町が本組合から脱退されること。

また、平成18年2月13日から愛知郡秦荘町および、同郡愛知川町が廃され、その区域をもって愛荘町が設置されること。また、平成18年3月19日をもって、滋賀郡志賀町が本組合から脱退されることにより規約変更の議決をお願いするものでございます。

次に、議第66号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてでございますが、平成18年1月1日から蒲生郡能登川町が東近江市との市町合併に伴い、日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町社会教育主事共同設置から、蒲生町および能登川町を脱退させ、日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置規約の一部を改正することについて協議したいので、地方自治法第252条の第7、2項の規定により協議することについて、同法第252条の7、第3項において準用する。第252条の2、第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第67号 八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減少および、八日市衛生プラント組合理約の変更につき議決を求めることについてでございますが、今般、東近江市、蒲生町、能登川町が平成18年1月1日付をもって合併され、東近江市となることにより、八日市衛生プラント組合を組織

する地方公共団体の数を減少させるとともに、議会の議員定数を変更し、八日市衛生プラント組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議第68号 中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少および中部清掃組合規約の変更につき議決を求めることについてでございますが、今般、東近江市、蒲生町、能登川町が平成18年1月1日付をもって合併され、東近江市となることにより、中部清掃組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、議会の議員定数等および副管理者の数を変更し、中部清掃組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議第69号 布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少および布引斎苑組合の規約の変更につき議決を求めることについてでございますが、今般、東近江市、蒲生町、能登川町が平成18年1月1日付をもって合併され、東近江市となることにより、布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、議会の議員定数等の変更ならびに斎苑施設の運営に係る負担金の積算基礎であります均等割りを削除し、布引斎苑組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議第70号 東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少および東近江行政組合規約の変更についてでございますが、平成18年1月1日に、蒲生町、能登川町が東近江市に編入合併されることにより、東近江行政組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、東近江行政組合規約第2条、組合を組織する地方公共団体第5条、議会の組織、第10条、執行機関の組織、別表第18条関係、組合市町からの出資を変更するものであります。

次に、議第71号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき、議決を求めることについてでございますが、本公社設立団体である市町の廃置分合に伴い、設立団体の数に増減があるため定款の変更を行うものであります。

第1条関係につきましては、別表第1 設立団体から近江町を削り、別表第2、出資団体において近江町20万円を削り、米原市の出資額を80万円に改めるものでございまして、平成17年10月1日から施行するものでございます。

次に、第2条関係につきましては、基本財産の額を920万円に改め、別表第1から蒲生町、能登川町を削り、別表2において、蒲生町20万円、能登川町20万



円を削るものでございまして、平成18年1月1日から施行するものでございます。

次に、第3条関係につきましては、基本財産の額を880万円に改め、別表第1において、秦荘町、愛知川町を愛荘町に改め、浅井町、びわ町を削り、別表2において、秦荘町20万円、愛知川町20万円を愛荘町に40万円に改め、浅井町20万円、びわ町20万円を削るものでございまして、平成18年2月13日から施行するものでございます。

次に、第4条関係につきましては、基本財産の860万円に改め、別表第1から志賀町を削り、別表2において志賀町20万円を削るものでございまして、平成18年3月20日から施行するものでございます。

以上、議第47号から議第71号までの25議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後4時35分